

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第67号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教員特殊業務手当) 第19条の2 [略] 2 前項の手当の額は、勤務1日につき <u>3,200円</u> の範囲内で人事委員会の定める額とする。ただし、同項第1号アの業務が、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事したものである場合にあっては、当該人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(教員特殊業務手当) 第19条の2 [略] 2 前項の手当の額は、勤務1日につき <u>6,400円</u> の範囲内で人事委員会の定める額とする。ただし、同項第1号アの業務が、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事したものである場合にあっては、当該人事委員会の定める額に100分の100の範囲内で人事委員会の定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。
- この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条の2の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に従事する業務又は従事した業務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第19条の2の規定により適用日以後に従事した業務に係る分として支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例第19条の2の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。